

白鷹町婚活サポート委員会からのお知らせ

愛のキューピッド
大募集！！

縁結びサンクス事業

町の人口増加や定住促進が図られる婚姻を取り持ったキューピッド役（仲人の方など仲を取り持っていた方）に対し謝礼を贈呈いたします。

♡褒賞金

- ・新郎新婦双方または一方が町外から転入した場合…1組につき5万円
- ・新郎新婦とも町内在住者…1組につき2万5千円

♡登録・申請方法など

- 本事業の仲人となるには、事前登録が必要です。
- ①仲人登録用紙を事前に婚活サポート委員会事務局までご提出ください。
 - ②交付申請書を提出ください。申請書は、新郎新婦、キューピッドの連名となります。

♡対象となる方

仲人登録日以降に婚姻届を提出し、白鷹町に住民票がある新婚夫婦の仲を取り持った方
※申請用紙の交付や詳細はお問い合わせください。

出会いサポート事業

結婚を目指している方を応援するために、やまがた出会いサポートセンターへの登録費などの一部を助成します。

♡申請条件（次のすべてに該当する方）

- ①白鷹町に居住し、住民登録している方。
- ②平成31年4月8日～令和2年3月31日（対象期間）までにやまがた出会いサポートセンターへ登録を行ったものであること。もしくは対象期間内に受講したセミナー等*であること。

*成婚への結びつきや、婚活でのスキルの向上につながる自分磨きセミナー等であること。

*公的機関（都道府県、各市町村等）が主催したセミナー等であること。

♡申請対象費用

- ・やまがた出会いサポートセンター登録費用
- ・自分磨きセミナー等受講費用

♡補助額 対象費用の半額

※申請方法など、詳細はお問い合わせください。

白鷹町プレミアム付商品券

の申請はお済みですか？

町では平成31年度の住民税（町県民税）が非課税と思われる方へ「プレミアム付商品券購入引換券交付申請書」を郵送しています。通知が届いた方は申請してみませんか。

◆販売期間

令和2年2月28日（金）まで（郵便局は2月27日（木）まで）

◆商品券販売所

役場商工観光課 開庁日の午前8時30分から午後5時
郵便局（荒砥、鮎貝、蚕桑、浅立） 営業日の午前9時から午後5時

◆購入可能額 一人につき25,000円分まで

※商品券は5,000円単位で購入が可能です。

（25,000円分を20,000円又は5,000円分を4,000円で購入できます。）

◆使用期間 令和2年2月29日（土）まで

◆申請期限

令和元年12月13日（金）まででしたが、問い合わせに対応します。

◆取り扱い店舗 広報しらたか11月号16頁をご覧ください。

◆手続期間 申請受付後、1～2週間程度いただきます。

子育て世帯（平成28年4月2日以降令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯）の方については申請不要です。（世帯主の名前で引換券を郵送しています）

25%（最大5,000円）
もお得な商品券にゃん！



【問い合わせ】
商工観光課商工振興係
☎ 87-0696

農業所得を申告される方へ



農業所得の申告は、農畜産物を出荷・販売している方が対象となります。自家消費のみの場合は、申告の必要はありません。

農業所得の計算は、実際の収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を計算する収支計算が原則です。収支計算には、収入金額や必要経費に係る請求書、領収書などの書類の保存と日々の取引の記録(帳簿)が必要です。

帳簿から収支内訳書を作成し申告してください。収支内訳書により申告書を速やかに作成できます。(申告相談には領収書や帳簿等もご持参ください。)

※平成26年1月から、事業や農業、不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。町県民税の申告のみの方もすべて対象です。

賃耕地・小作料等支払

明細書の提出

賃耕地や小作料の支払いが

あり、控除の対象とされる方は、支払明細書を作成のうえ、令和2年1月15日(水)まで税務出納課町民税係に提出ください。

| 平成 年分賃耕地・小作料等支払明細書(個人別) | | | | |
|-------------------------|-----|------|------|------|
| 支払を受ける者 | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |
| 種別 | 面積等 | 支払金額 | 必要経費 | 所得金額 |
| | | 円 | 円 | 円 |
| | | 円 | | |
| 備考 | | | | |
| 支払者 | 氏名 | 住所 | 氏名 | 住所 |

賃耕地・小作料等支払明細書

《対象となる賃耕地・小作料》
 ①賃耕地：個人間での農作業(耕うん・代かき・育苗・田植え・稲刈りなど)の委託料です。
 ※機械利用組合、ライスセンター、カントリー組合、育苗組合、農事組合法人などの利用者は、申告相談の際に利用料の明細をお示しください。

②小作料：農地の賃借料(米などの現物支払いを含む)です。

※J A 農地保有合理化事業で

の賃借料は、提出する必要はありません。
 ※支払明細書が必要な方は、税務出納課町民税係にお越しください。

土地改良・水利組合の方へ

土地改良・水利組合に加入の方が、申告の際に賦課金を控除の対象とする場合、その金額を計算するため、組合から事前に収支計算書、賦課金内訳書などの書類の提出が必要です。

昨年まで提出いただいたいる組合には今年もお送りしましたが、新たに提出する組合は、税務出納課町民税係より用紙をお受け取りください。

忘れずにご確認を！

申告相談の日程について

申告相談の日程は広報しらたか1月15日号でお知らせします。指定された日時をご確認の上、ご来場ください。

【問い合わせ】

税務出納課町民税係

☎ 85-6132

固定資産税の課税について

―土地・建物などの評価・課税―

固定資産税は、町内にある土地、家屋、償却資産を毎年1月1日(基準日)現在で評価し、基準日時点の所有者に課税するものです。

税務出納課では現在、令和2年度の課税に向けた作業(土地の現況調査と評価、新增改築家屋の調査と評価など)を行っています。平成31年1月2日から令和2年1月1日までの期間で次に該当する固定資産を所有する方は、お手数でもご連絡をお願いします。

公平な課税をさせていたいただくためにも、ご協力をよろしく願います。

土地

■土地の現況(利用状況)が変わったとき

※住宅を取り壊して駐車場や資材置き場・空き地にしたなど

※山林や原野を造成して、宅地や駐車場・資材置き場にしたなど

家屋

■家屋(建物)に異動があったとき

※建物を新增改築した、取り壊したなど
 (5月に送付しました「所有建物確認のお願い」などにより、すでにご報告いただいた方は、今回の連絡は必要ありません。)

償却資産

償却資産は、事業用資産の所有者に申告の義務があります。12月中旬に申告書を送付しますので、1月31日まで申告をお願いします。償却資産を今年中に新たに取得された方、または今までに申告されていた方で申告書が届かない場合はご連絡ください。申告書を送付します。

【問い合わせ】

税務出納課資産係

☎ 85-6133